

第 8 章

事後調査の方針

第 8 章 事後調査の方針

8-1 事後調査項目

「環境影響評価及び事後調査に関する技術指針」（大阪府、平成 11 年）によれば、事後調査の項目は、事業の種類、規模、環境影響の程度並びに地域の環境の状況、予測の精度及び環境保全対策の実効性等を勘案し、予測した項目の中から事後調査の実施が必要と判断される項目がある場合にはそれを選定するものとされている。

本事業に係る環境影響評価では、殆どの項目において科学的知見に基づく予測式や環境影響評価の多くの事例で用いられる予測手法を採用しており、先に述べた実効性のある環境保全措置を実施することとしているため、環境影響の程度が予測評価結果と著しく異なるおそれはないものとする。

しかしながら、工事の実施、施設の存在・供用に伴い、表 8-1.1 及び表 8-1.2 に示す項目については事後調査を実施する。

(1) 工事の実施に伴う事後調査項目

表8-1.1 工事の実施に伴う事後調査項目

環境項目		実施理由	実施内容
水 質	浮遊物質量	工事の実施に伴う環境保全措置が有効に機能していることを確認するため。	仮設凝集沈殿処理設備及び仮設沈殿槽毎に濁度計を設置し、濁りを監視する。
廃棄物・発生土	発生量 有効利用量 最終処分量 有効利用方法	工事の実施に伴う環境保全措置が有効に機能していることを確認するため。	工事の実施に伴い発生する産業廃棄物の種類ごとの発生量等を把握する。 また、工事に伴い発生する発生土量、利用土量、所外搬出土量について把握する。
陸域生態系	シオクグ生育状況	今回の対象事業計画地内及び7-3区の現地調査では生育地が新設装置エリアに限られており、工事の実施に伴い土地の改変が発生し環境保全措置として移植が必要となる。 移植にあたってはシオクグの生活史のサイクルに影響を与えない生育適地を選定する事が必要であり環境保全措置が有効に機能していることを確認するため。	移植地における生育状況、開花・結実に至る生活史のサイクルの状況を確認する。

(2) 施設の存在・供用に伴う事後調査項目

表8-1.2 施設の存在・供用に伴う事後調査項目

環境項目		実施理由	実施内容
大気質	二酸化硫黄 窒素酸化物 ベンゼン	施設の供用に伴う環境保全措置が有効に機能していることを確認するため。	新設煙突については、煙突元に自動測定機器を設置し、連続監視を行う。また、既設煙突については、従来どおりの監視を継続する。 また、窒素酸化物については上記に加え、低NOxバーナー性能、排煙脱硝設備の性能を把握する。 ベンゼンについても同様ベンゼン蒸気回収設備の性能を把握する。
水質	水素イオン濃度 化学的酸素要求量 窒素含有量 リン含有量	施設の供用に伴う環境保全措置が有効に機能していることを確認するため。	既設 No. 1 集水池手前（既設排水と合流する前）で自動分析計にて測定する。また、No. 1 排水口及び No. 3 排水口において定期的に水質測定を行う。
悪臭	アンモニア	施設の供用に伴う環境保全措置が有効に機能していることを確認するため。	施設の供用後に、敷地境界線及び所内において発生源となりうる箇所アンモニア濃度を測定する。
廃棄物	発生量 有効利用量 最終処分量 有効利用方法	施設の供用に伴う環境保全措置が有効に機能していることを確認するため。	施設の供用に伴い発生する産業廃棄物の種類ごとの発生量等を把握する。
地球環境	エネルギー消費 原単位及び二酸化炭素排出量	今後の需給環境等によりエネルギー消費原単位が変動する可能性があるため。	堺製油所におけるエネルギー消費原単位、及び二酸化炭素排出量、また、当社 4 製油所合計のエネルギー消費原単位を把握する。